

志賀親朋書翰集翻刻（一）

沢田 和彦*
畠山雄三郎**

本号から数回にわたって長崎市の長崎歴史文化博物館所蔵の『東京親朋書翰綴込』の翻刻を連載する。志賀親朋は本邦最初のプロのロシア語通詞である。第一回は文久元（一八六一）年二月十五日から八月十八日までの書翰計十一通を紹介する。

前書き

志賀親朋、幼名・浦太郎は陰暦天保十三（一八四二）年十一月八日、長崎の対岸に位置する稲佐で代々庄屋をつとめる志賀家の第十代・親憲（九郎助）の長男として生まれた。安政五（一八五八）年、ロシア艦アスコリド号が修理のため十カ月にわたって長崎港に停泊した。この折浦太郎は稲佐の悟真寺で二人のロシア人士官との母国語の交換教授を通じてロシア語を学んだ。これ以後ロシア艦来航のたびに乗組員からロシア語を学び、万延元（一八六〇）年からロシア語通詞をつとめた。

文久元（一八六一）年、ロシア艦ボサードニク号による対馬占拠事件が起こったが、この事件の推移の何らかの時点で長崎に来ていた箱館のロシア領事ゴシケーヴィチと浦太郎の出会いが生じたものと思われる。そして浦太郎は領事館の通詞として箱館へ赴くこととなった。翌年に領事館との契約が切れると、浦太郎は箱館奉行所に採用され、通詞として

働いたから奉行所の足軽や役人の子弟にロシア語を教えた。

慶応元（一八六五）年に浦太郎は幕府によるロシアへの留学生派遣を発案し、ゴシケーヴィチに申し入れた。幕府もこの案を採用し、浦太郎も留学生のひとりに決まったが、出発間際になって彼の留学が取り消された。その理由は史料によってまちまちだが、公金費消の可能性が高い。翌年、箱館奉行・小出大和守秀実が樺太の境界談判のためロシアへ派遣されることとなり、浦太郎はそれに随行してペテルブルグを訪問した。談判は不調に終わり、両国は「樺太島仮規則」に調印した。樺太における日露両国人の雑居を条約で協定したのである。

帰国後浦太郎は長崎奉行所で働いた。明治二（一八六九）年、数え年二十七歳から彼は「親朋」という諱を称した。同年、開拓使の勤務となり、明治四年には外務省に出仕した。翌年に露国親王アレクセイ・アレクサンドロヴィチ大公が来日して、東京で明治天皇や接待係の有栖川宮職仁親王と対面した折に親朋は通詞をつとめた。

明治七年に彼は二度目のペテルブルグ訪問を果たし、かの地でロシア

* さわだ・かずひこ、埼玉大学名誉教授、日露交流史・ロシア文学
** はたけやま・ゆうざぶろう、古文書研究

正教の洗礼を受けて「アレクサンドル・アレクセーエヴィチ・シガ」と名乗った。榎本武揚がロシアとの千島・樺太境界談判のために特命全權公使として露都にやって来るが、親朋は榎本と入れ替わりに帰国した。この唐突な帰国命令の理由は不明である。翌年に榎本とゴルチャコフ外相の間で千島・樺太交換条約が調印された。

その後親朋は外務省を退いて郷里へ戻る。地元では、かつて宮中の通詞までつとめたロシア通の名士であった。長崎を訪れるロシア人に対して彼は支援の手を差し伸べ、ロシア艦隊と長崎県の交渉事の仲介役をもつとめた。明治十六年に西彼杵郡から長崎県会議員に補欠当選し、以後明治二十年まで四期連続県会議員をつとめた。そして大正五(一九一六)年九月二十日(または二十一日)に郷里で七十四歳で亡くなった。

かくして志賀親朋は本邦最初のプロのロシア語通詞といえる。この人物についてより詳しくは、拙稿「志賀親朋略伝」『日露交流都市物語』所収、成文社、二〇一四年)をご覧ください。

翻刻する書翰は、文久元(一八六一)年二月十五日から明治六(一八七三)年八月三日まで十二年半の間に書かれたもの計八十八通である。大部分は親朋から父に宛てたものだが、逆に父から親朋に宛てたものや第三者から父に宛てたものがそれぞれ数通、また契約書や紹介状、證文のような文書もわずかながら含まれている。

本稿はJSPS科研費15K02403「江戸期〜昭和前期の日露交流史の諸問題に関する実証的研究」および20K00464「近代日露交流史の諸問題に関する実証的研究」の助成を受けた研究成果の一部である。また本史料がかって所蔵されていた長崎県立長崎図書館郷土課には閲覧と複写の便宜をはかっていただき、長崎歴史文化博物館からは翻刻のご許可をいただいた。以上、記して感謝の意を表する。

凡例

- 一 カタカナ表記の「テニヲハ」は、読み易さを考慮して平仮名に変換した。
- 二 明確だが判読できない文字、虫食いや破損などで見えない文字は「□」で示した。
- 三 欠字は原文に応じて字数分を空けた。
- 四 「○」は挿入文を繋げる印で、原文どおりである。
- 五 見え消し線も原文どおりである。
- 六 翻刻者の付したナンバリングが書翰の日付の順序と一致しない場合があるが、オリジナルの書翰集の順序に従った。
- 七 翻刻者の注は角括弧内に示した。

一 文久元(一八六一)年二月十五日 志賀親憲宛て

酉三月十一日より下関より水先帰便に相達ス

一筆啓上仕候 御祖母様始御伯父様御母上様御一家御親類中被遊御揃益御勇健被為遊御座珍重奉恐悦候 次に私并米蔵末吉相揃無事達者のみにて無滞昨四時品川沖へ着仕候間乍恐皆々様御放念被下べく候

一当月四日下ノ関より乱文筆の一封を以彼所迄無滞参り候趣届方相頼相残置候間早可被遊御覧奉存候へ共今一應慥成水先の帰便に巨細左に申上候

一先ツ当月二日朝六時長崎表出帆仕見立として参り候者老人も無御座蒸気にて九時三十六ミニウトに大村領松嶋通行夕刻四時に平戸領田竹前

通り 夜通シ帆并蒸気にてはしり 翌三日夕四時長州下ノ関着 同所にて碇入レ船将より石炭相調度申開候間水先へ相尋候処随分通行の石炭船港かゝりいたし居候間 相調候儀出来候趣水先より申開候に付私儀米蔵末吉水先式人召連役所迎船へ乗込西触町小年寄藤井保右衛門ト申者方へ案内いたし候間 同家へ参り 石炭入用の巨細申述候処家主も出勤中にて 早速取に遣シ引取の上 右の巨細申開候処 後方迄に役所へ申立手當いたす趣申開き候間 帰船いたし船将へ右の趣申聞 暮比迄相待候へ共 何たる返事なら申越不申候間 さいそくとして米蔵上陸為仕候処夜十時頃米蔵一同小役の者船へ参り返答申開候には 只今石炭老艘も無之候間 積込候儀出来兼ル趣申開候間 船将へ申開候処 先刻は後方迄に積込ムと申只今に至りケ様の返答は全偽り瀬戸内に付石炭積込迄は百年にても出帆出来ぬと例の異人のごふじよふ提督并船将不聞入イキドーリ 明早朝私へ上陸いたし是非積込候様手當いたさせ呉候様申開候間 翌四日朝七時米末相連右小年寄方へ参り船将立腹の趣申聞 小年寄位にてはらち明兼候間 直に役所へ案内いたし呉候様申開候処 同代役嘉六と申者方へ案内仕候 此所にても暫く相待居候処 大年寄佐口睦太郎 藤田□の□□末永傳吉 此三人参り同様無之趣申開候間 役所へ案内可致旨申開候処 一應御□□相通候上御案内申と申候間 相待居候処 案内として小年寄矢頭嘉右衛門 桐山源左衛門 兩人参り候間 役所へ参り 役所と申が赤間関地頭在番役大久保五郎左衛門 西太郎次郎と申人へ玄関より上り通り座敷にて面會いたし 随分大なる門かまいに御座候 面會の上必用の趣申開候所 すでに只今小船式艘丈ケ入津いたし候間 早速積込方申付ルとの義に御座候間 引取船将へ申開

〔付箋〕 此品は横濱にて相拵へ杉山氏旅宿へ差出し御□申候

又々相待候へ共 運送不仕候間 さいそくとして米蔵上陸為仕候処引込にて船座り候趣申開参り候処 誠に座り居候や 見分としはて私へ参り見候様提督よりも申開候間 参り候途中にて一艘の石炭船入津仕候間 早速右在番役へ申開三万七千斤積込方仕候 然ル処代銀の儀田中殿より百斤に付十五匁の宛にて仮渡いたし置候様沙汰有之 右申候間 仮渡に御渡置趣申開候処代銀は老文も受取申さぬ趣申開られ候間 實に心配の上又々心配仕 左候はゞ長崎へ送方頼と申候処 夫も断り 左候へ共 書状斗りと申候へ共 書状も被断候上 左の通受取書認呉候様 右両在番役より申開候間則左の通認遣置申候

覚

一石炭三万七千斤

右は魯西亞軍艦へ積込居候石炭直切必用の品に候間 積込方御談申候処 右斤高今四日積込候段 相違無御座候 以上

西 二月四日

志賀浦太郎

大久保五郎左衛門殿

西太郎次郎殿

右差図の通認遣置 代金貳百六拾三分と天保貳ツ半は右に付無抛船将の所は下ノ関役人へ相渡□積にて私の手許へ受取居申候

一 翌五日朝六時蒸気にて下ノ関出帆上ノ関へ夕五時に着船 同所へ碇卸其夜は泊船仕 翌六日朝六時蒸気にて上の関出帆 備後國とも申港に夕六時着 泊船仕 翌七日晚五時右ともより蒸気にて出帆 すゝきさを村へ夕四時着 泊船仕 翌八日六時蒸気にて同所出帆 左に當りまいこの濱 一ノ谷 須磨ノ浦等船より見物仕 十時頃大坂天保山前に暫く蒸氣留 船中より所々見物 夕五時淡路の由良の港へ着泊船 當夜十時頃雨少々打降 翌九日朝五時比蒸気にて出帆十里斗先にて蒸

氣相止メ 帆斗にて昼夜はしり 浪高く翌十日熊野山より□四五り沖

をはしる 翌十一日六時頃 駿府富士山見出ス 翌十二日朝六時頃

こぶづ嶋へ双ぶ 翌十三日朝六時蒸気にてはしり同刻女良崎へならぶ

老時頃神奈川沖にてイギリス商人當船へ参り何か食用の品等注文尋に

参り候 便にて魯軍艦神奈川へは老艘も居不申 江戸品川沖へはゼル

トヒンの船老艘コンスルも居候趣承り 品川へ直に遣り申候処 夕四

時品川沖に碇相卸候上 夕五時半頃乗付 □として外国方吉野岩之助

宍戸庸之介 田口儀八郎 御目付方春山権六 足立八郎次 御勘定方

大谷左一 右の御人数●―此印の船にて御乗込 御添翰等封の俣御覽

に入 御添触等は御写取 品川上陸□□は御開港場の外不相成とある

からいづれ外国奉行へ伺の上成丈ケ出来様に致スからまつよふに且又

今晚にても何か用事□□物等致度節は波戸場へ申置の小差立有之所へ

詰方いたし居候間 其所へ申□□御沙汰御座候

一コンスルは一昨日上陸仕 陸に住居仕居候魯人上陸の節は右波戸場詰

所より式拾人宛付添けいご御座候 異人馬上にて遊歩の節は矢張廿人

の御人数も馬上にて御付添

一右下関の石炭代は近日内神奈川へ参り□ 其上にて運上所へ差出御差

図の通仕候

一リハチエフ及びプシキンはゼルトヒンの船にて 近日内唐國シャンハ

イへ参り候積に御座候

一私事はコンスル品川にて用事相済次第 矢張セリワノフの船にて箱館

へ同船仕候積に御座候 今日迄は私儀未だ上陸仕不申候間 届物等も

其俣に仕居申候 何か江戸よりの産物にて□□是迄着仕候印差出度奉

存候へ共 未だ上陸不仕候間 相調候儀出来不申 追便差出可申 両

三日内には神奈川江戸品川へも上陸仕候様相成べくと奉存候

右十四日相認申候

一嘉悦御伯父様君澤形も余程氣を付ケ候へ共 御目に掛り不申 實に残

念の至奉存候 薩州御船は私共品川へ着仕候節は品川へ着仕居申候間

杉山徳三郎等にも目に掛り度候へ共 長崎屋源右衛門方へ上陸仕居候

趣にて御座候間 未目に掛り不申候

一ゼルトヒンノ船へリハチエフ プシキン乗込 明十六日六時當所出帆

にて神奈川にて石炭積 明後十七日出歩の積に御座候間 私義も其船

にて神奈川へ参り御奉行様よりの御書翰等も相納神奈川への届物等も

相届 中山の兄も彼所へ御詰相成居候はゞ御目に掛り候積に御座候

夫より又此船へ引取申候積に御座候

一此節同船仕候両水先はゼルトヒンの船より引取申候間ね此者共へ書状

相添 石炭代為持差出候積にて申聞候処 大金は道中所持のいたす事

真平御断申として 是も引受申さず候間 無抛明十六日神奈川運上所へ

差出 御指図の通仕候存念に御座候

一嘉悦 黒川 小南 雪屋 嶋屋 中山 大塚 石崎 長川 若杉 森

田 高谷 田嶋 筑州岡村其外へもいちいち書状を以 江戸品川着船

の次第且又御同等是非可申上処 差掛りの便にて不能其儀も 背本意

候段 御親上様より御序の御砌 右の御断且無滞江戸品川へ着船仕候

趣 宜敷様御傳被仰付度 偏に奉願候 定て何れも御無異にて被為在

候御儀と決心仕候

一石炭の一件は巨細當所へ着船の趣等も別段書状差出不申 御詫と田中

殿へ被 仰上被下度奉願候

一無滞當所へ着船の趣は出入方の者やら散使中の□中 米蔵方末吉方へ

も御序御申聞被下度奉願候

一明十六日神奈川へゼルトヒンノ船より参り候積に御座候間中山其外に

も拝姿の□□相済次第帰船仕候

一内々申上候御条約相済候國々へ近々江府表より御使節御出相成申候
御人数御名前等は追便申上べく候

一申上度儀も山海の如く候へ共 不能愚筆余は追便可申上 書縮申上候
恐惶謹言

1861 文久元酉 二月十五日

□ 浦太郎

當賀奉申上候

無異相暮居申候

御父上様

足下

追啓申上候 乍末筆 御祖母様御伯父様御母上様其外へも 右の趣御
序御傳声奉願候 乱文筆御捨免奉願候

一皆様御揃被遊時候おいとひ專一の御至奉折上候 重て謹言

二 文久元年三月六日 志賀親憲宛て

四月廿四日薩州蒸氣船便杉山より相達ス

一筆啓上仕候 御祖母上様御伯父上様御母上様其外皆様 被遊御揃益御
機嫌能被為遊御起居 恐悦至極奉存上候 次に私并米藏末吉無異相勤
罷在申候 乍恐御放念被成下度奉願候

一先月十五日相認候書状水先帰便より差出候間 定て被遊御覽候御儀と
奉存候 其後翌々十七日波戸場より外国方の役人被乗込 江府表を魯
西亜人退散迄芝 赤羽 飯倉 二ヶ月外国應接所へ相詰居候様被 仰
付候間 翌十八日上陸仕候

一神奈川御奉行への御書翰は應接所役所へ相納 同所横浜へ御届ケ相成
申候

一下関への石炭代は神奈川へ相納申候積に御座候

一長崎より東都への送物は夫々御届申候

一神奈川へは未参り申さず候間 参り次第届物夫々御届申積に御座候

一當御表へ存外永滞留仕候 乍然明日荷物を船へ為乗 明後七日品川沖
出帆神奈川横浜へ一日滞船 石炭或食用の野菜等積込 同所より箱館

表へ向ケ出帆の積に御座候

一赤羽へ上陸 早速高瀬等相尋可申候 着の當座色々御用繁にて不能其

儀 廿一日高瀬を相尋申候処 神奈川に参り被居留守中 養子儀八井

同岩次郎及儀八妻おむめ此三人内にて色々御馳走 其夜一泊仕翌日引

取申候 然る処翌廿三日右儀は旅宿被尋候間 ビール其外巻烟草等差

出申候 廿五日朝九時高瀬徳兵衛被相尋 十一時より出かけ うな

ぎやへ立寄中食仕被遊 御存居候通高徳は兼てさけををしまれ候間

一かんびんつけさせ申候 代金七百文至て安物□御□ 夫より高瀬

同道仕 大友様へ罷出 □□に御門を入り右手へ御用人山□熊

次郎と□□御座候間 其内へ参り候処 折悪く同人病中 廿八九日に

罷越候様おかみさんを以て被申聞候間 中野を相尋申候処 是は御實

家へ被居 藤右衛門は昨年病死被致候趣どふとも仕り方無御座候間

書状其外献上物等差出置 高瀬に引取又相泊り 翌廿六日高瀬儀は岩

次郎同道浅草観音辺散歩仕 夕四時引取申候

一先月廿七日一時頃 森山多吉郎殿コンスルを被尋参 暫色々私も一□

相談し被申聞候は 長崎の様にはないせついの様なる所に候へ共

是非一日自分の宅へ参り呉候様申聞られ候事

一魯西亜人中遊歩の節は先に金棒持兩人其外□□千石位の御旗元式三

拾人宛御付添 私儀も付添被 仰付 其□□一日参り申候 魯人馬上の節は付添の私共迄馬上に御座候

一 只今御米蔵近邊出火有之居申候

一 彦根公或アメリカヒューズケン一件以前 御穿鑿敵敷 すでに先月十日夜吉原にて一人の水臣被召捕申候 被召捕□□十日も前より商人の姿にて吉原へ入込 日夜遊樂居 前後相わずれをり候 或夜目明シ其士の老ツの風呂敷包見出し開キ見候処 掛物大小式幅有之其内へ刀脇差仕込ミ去申年三月三日に着用いたし居候赤合羽老ツ入レ有之を見出夫レを手掛りに召捕 只今は評定所にて専ら御吟味中に御座候

一 隔日の様に外国奉行應接の間へ御出相成 コンスルゴシケウイチも其所へ出應接御座候 夫故和解物不堪甚多用にて應接の次第は追々申上候

一 筑前中将様は御發駕後にて罷出不申候 私箱館より引取候節 御出府相成居候はゞ其節罷出候積りに御座候

一 大友様へも其後御用繁にて得寸暇不申 是非可罷出処不能其儀候間□□□□申置引取の節に仕候 小比賀も相尋度奉存候へ共 只今は遠方に相成居御尋不申□□□□同行引取候節の積に仕居申候

一 大成武鑑奉入御覽候

一 先月晦日年号御改元被為 文久被仰出候

一 私事も今日荷物船に為乗 乗込明七日品川沖出帆 神奈川へ参り一日滞船 直に箱館表へ罷越申候

一 申上度儀は山海の如く候へ共 出帆の趣昨夕相決候間 色々取紛荒々申上度 餘は追便と書縮置如斯御座候 恐惶謹言

(一)(一)に付箋があるが判読不能)

三月六日

御父上様

足下

追啓奉申上候 皆様被為遊御揃時候御機嫌能専一奉折候 重て謹言 今六日七時船へ乗込是より船にて相認申候

一 魯西亞羅紗羽織地老着リハチエフよりもらい請申候御送申上候

一 魯人に付添 昨五日向嶋へ花見に参り候節 桜の枝折持帰り 漬物屋へ申付為漬御送申上候間 親類中へは右の趣御序□□□被下度奉願候

一 魯□□□入御覽候間 御□□奉願候

一 おかじ始皆へ先頃手紙を以約束の送物は御用繁殊に差掛りの出帆にて行届不申 甚気の毒千万奉存候 夫故當□は手紙も差遣得不申 御序も被為在候はゞ おかじ始おつまでに不悪聞入くれ候様 御申付奉願候

一 今日迄廿四ケ日御当地へ滞留仕候に 毎夜三ツか四ツかは是非出火御座候 既にただ今も此船より考見仕るに田町の近くと當り 出火相始り居申候

一 弥明朝當表出帆 神奈川横濱へ参り申候 夫より明後朝箱館に向出帆仕候

一 返す返すも被為遊御揃御機嫌能専一奉折候 又々謹言

一 外の手紙には今日乗込明朝爰元出帆の儀相記御座候間 御序皆様へ御□奉願候 又々謹言

一 是より三月七日横濱にて相認申候

一 今朝八時品川沖出帆 十時当神奈川横濱港へ着船 早速運上所へ罷出 石炭代相納め 未御返答は無御座候

浦太郎

親朋花押

一 中山兄様へも同所にて御目に掛り 御伯父様よりの御口上等申上 御送物も御届申上 御返書は此手紙一同薩州船より相送申候間 宜敷奉願候 送方の儀本庄杉山へ宜敷頼置申候
一 弥明朝爰元出帆箱館表へ罷越申候 余は追便申上度 早々の儀に御座候へは書縮荒々如斯御座候 又々謹言

三 文久元年三月十日 高瀬徳兵衛より志賀親憲宛て

西四月廿四日薩州蒸気船便杉山徳三郎より相達ス

前文御めん可被下候 如月廿七日御役所御用便に申上候へは 夫々御承行可被成下と候はば文略仕候 浦太郎様御儀江戸表出船も火急に相成候に付 小子儀も六日に横濱へ御付添罷出候処 七日朝赤根出船同日昼後に横濱表へ着船 御用向も相済 夫より中山公始メ外御通詞
□御逢ひ 翌八日雨天にて御見物も不相成 彼是仕 九日朝横濱御出船被成候間 此段御安心被遊可被下候

一 箱館表へ凡四日にて着船被成候趣御座候間無程同所より無事着の趣御注進可有之と存候 左候へは 早々御沙汰可申上候 左様御承行被遊可被下候 御家□□へも可然様宜敷奉願上候 福田氏并に供の向も皆々様方至極御丈夫にて御同慶奉存候 何卒御序に外御兩人御宅へ右の趣宜敷御鸞聲奉願候

一 横濱表の儀も其後差て相□□□儀も無御座候 商人方商用向の儀も至極薄く相成 同□□□しく相成 極々不印に御座候 御推察被遊可被下候

一 横濱にて御預り申上候品左に

一 花漬十四

一 御紙包書状式封

□□□□は杉山氏へ御礼差上申候間 參着御改メ御請取被遊可被下候 何れ小子儀も四五日の内江戸表へ帰宅次第 猶又子細申上度 文略仕候 宜敷御承行被遊可被下候

三月十日

横濱弁天通二丁目

松田觀濤軒にて

高瀬徳兵衛

花押

志賀様

□□□□櫻馬場□□□

四 文久元年三月十五日 高瀬徳兵衛より志賀親憲宛て

西四月廿六日立山□□□□相達ス

前文御めん可被下候 浦太郎様御乗組軍鑑横濱表當九日に出船仕候間 小子儀も江戸へ引取可申と存候へ共 少々内用向にて相滞由に付 横濱にて御預り申上候 御品左に

一 花漬 曲物入

一 小紙包 壺つ

一 フラソコ 壺つ

一 三品

右の通御座候間 參着御改メ御請取被遊可被下候

一杉山氏も當十三四日頃 品川表出船の趣 御□□有之同日頃の由にて
大ギに心配仕候

一能船便に付春中より認メ置候勝山町行 猶又此度御頼申上候間甚御用
多御中何共宜敷奉願上候

一櫻馬場様へ別紙可申上筈に御座候へ共 前文申上候通昨日帰宅仕漸々
荷拵仕候て 長崎やへ差出し申候 何分出船の御事に 何事も出来
不申しつれ後便萬々申上度 御序に可然様宜敷奉願上候

一箱館表へも今日御出状仕候 □□無程同所より御出状着可仕と奉存候
左候へ共早速御達し可申上候左様御承行被遊可被下候 同所の儀も當
地御會所より月に三度宛馬便御差立に相成申し候間何成共御用向の節
は無遠慮被仰付被遊可被下候 □□ながら御一流様へ宜敷□□□□
奉願上候 取急前後大乱書御免何れ後便申上度 文略仕候 早々

三月十五日當賀 徳兵衛

志賀様

五 文久元年四月二十一日 高瀬篤兵衛より志賀親憲宛て

一筆啓上仕候追々暖和相催候へ共

御惣容様御揃益御精福被成御勤奉恐賀候 然は追々申上候へは 夫々□
着仕御承行被成下候半と 文略仕候 扱御同苗浦太郎様御儀も□書申上
候通 當□□は三月九日朝出船被成候処 船中無御滞 同十六日箱館表
へ御無事に御着の趣 一昨十八日御状到来仕 則□□御注文の品大急ギ
にて出来仕候に付 □□荷造仕候て 明廿二日當地箱館會所より馬便御
差立に相成 幸ひ俣共兩人馬便□□相勤居候間 □差遣し申候間 御□
□□□鳥渡御注進申上候 御母公様へも宜敷被仰上可被下候 且御安

心の為用弁相濟し候に付 御同苗□□□□□□□□是にて御安心被遊可被下
候 取急用事のみ申上置候

餘は後便申上度文略仕候 早々

四月廿一日

志賀様

篤兵衛

尚々御序櫻馬場へ宜敷奉願候□□□書状 以上

六 文久元年四月十八日 志賀親憲宛て

當西七月七日□□□□□□□相達ス

一筆奉啓上候 逐日暖和相催候処 御祖母上様御父上様御母上様御
伯父上様其外一家中親類中被為遊御揃益御機嫌能 被為遊御座 私にお
いては何より奉恐悅安心仕候 次に私并米蔵 末吉相揃 無異相勤罷在
申候間 乍憚御休念被成下度奉願候

一□□寛二 杉山徳三郎 帰便へ相頼 神奈川へ残置候愚札 定て御覧
被仰付候御儀と奉遠察候

一下ノ関石炭の一件は 早速横濱にて調役並鈴木慎一郎と申人へ 御父
様に申上置候通一件巨細申述候処 預置いつれ組頭とも相談の上右申
聞べく旨被申聞候間 金子は納□□□□□ 中山旅宿は本村と申て遠
方に付近ひ呉氏へ参り御伯父上様の御伝言の□□□□□高瀬も私を迎
に参り一盃出居候折柄別紙△印写の通 運上所月番方鈴木より壱封到
来仕候間 早速出勤仕候処 書面認差出候様 下書下ケに相成候間
認差出置候 其書面は別紙○印写の通に御座候 右差出候上 又中山

兄 高瀬同道高瀬出店へ参り申候

一 翌八日八時運上所に参り居候処 土官参り少々組頭との應接御座候一時頃より中山兄同道昨年被殺候魯士墓所等見物 本村の御旅宿へ参り又々御馳走御座在居候処運上所より急速出勤仕候様申参り候間 出勤候処 先年□由にて□魯船の雜事頭見出候間 先頃コンスル當表へ参り候節申聞候処 此後軍鑑参り次第 積候□□□夫迄此所へ御預ケ申と申置有之 則此節老船入津に付受取候様可申聞其外色々御用御座候と土官老人船より呼申聞 六時頃積込申候 其前運上所へ右の内石炭積込延引いたし候間 催促とし□魯士官度々参り應接御座候 一 帰船仕居候処 長崎より相詰居候蘭通猪股宗七郎よりの老封 返事別紙□印写の通に御座候

一天氣風雨にて石炭積込方延引仕候間 九日の朝出帆の処 霧にて不能其儀同日十一時より火をたき付け漸一時頃神奈川横濱表出帆 其夜夜通し奔ル 翌十日晴 朝より蒸気止メ帆前にて□□□風なし夜通し十一日晴順風出て順風にて 日本の一時に日本の廿里位相奔ル 夜通し十二日雨逆風夜通し 十三日雨逆風夜通し 十四日晴少々順風 一時に五里位進む 十五日晴無風十時半より火を用意いたし 十二時半より蒸気にて進む 二時半より霧大に掛 五間位はさっぱり見へ不申寒氣相催 三時頃より大に寒□ 七時半過より霧にて先見へ不申候間蒸氣相止メ 風も無之に帆を掛ケ漂ふ 右の通蒸気を止ルは船將の存意にて コンスル其外諸人は未此先魯里数にて七拾里も有之間 霧不構進むへし 若此霧明日明後日迄不晴時は 大洋に漂ふのミ 然ル処夜十二時より火をたき付け二時より蒸氣無程霧も晴ル 十六日は昨夜の俣蒸氣にて奔ル十二時より又々霧掛る 五間先は不相見 三時頃よりは順風にて 帆及蒸氣にて奔り 二時或は三時頃は是非仙臺方見出

スへき処 右霧にてさっぱり相見へ不申 大心配いたし居 矢張蒸氣にて相奔ル 余り霧にて先不相見候間 七時にては碇を卸ス積に手當も致し居候処 間もなく霧も晴 星や月も見出し 箱館の山も見出し候間 蒸氣も三拾斤位も仕掛ケ奔り 夜十二時半無滞目度箱館表の港へ着 碇卸候処 御奉行所にて太鼓の合図御座候 今晚は深更にも有之候間船に泊り翌十七日朝八時上陸可仕積り支度仕居候処 乗留として定役并通弁御用出役立幸作被乗込 私より今般出函の次第申述候上 右船へ同船いたし 運上所へ罷越兩御添翰差出 早速旅宿の儀は只今急に御下ケ相成候様 相願置 且御奉行御逢の儀はと問に相成候間 未旅宿も不相定候間 荷物も陸揚不致 正服も荷物の内に仕舞居候間 明朝にても御都合の時分と申答置 名村五八郎殿 西富太 西六馬 松村喜四郎等と色々物語仕居候内 魯コンより呼に参り候間罷越候処私の荷物等もマタロス共を以て為運候趣申聞候間外の旅宿へ荷物自身にて運趣申聞候処 コンより申候は 爰元道等も至て悪し且用事は堪間なく有之間 同居不致候ては不弁理其外色々差支有之間是非同居いたし呉候様申聞候間 私より返答仕候には 第一日本の士官外国人に同居いたす事條約に無之不相成 貴家の家来に候はゞ同家出来候へ共士官は不相成 第二住居不馴館内に候へは 病氣の事も難斗 第三外にも英通其外當表へ参居候へ共英コン方へ同居いたすと申でもなし 旁以て相成兼候趣色々申聞候処 自らにも申て承知不致において奉行へ逢て頼む等と申聞候間 夫は奉行にても組頭にても可申聞 決て不相成 専一我身承知いたすと申聞置 早速運上所へ参り其俣申上 何分私事は魯コン同居の儀は眞平御断被成下 異国人と同居いたすは彼者より給金をもらひ居候日雇か家来の仕事 同居いたし候へは其都合に相成並にも違ひ異国館の儀に御座□ 私懸疑の程も

難斗 小身の私に候へ共 歎ケ鋪次第に候間 何分御断被下と願置
此事に付ては色々争ひ候趣も段々御座候へ共急便にて其間御座なく要
の所のみ荒々申上候

一四時より名村両西松村へ着いたし候趣 □□として烟草三把宛持参り
何れも在宿 暫く相談申候 運上所より別紙○印写の通老封小□持参
り候間 出勤仕候処 旅宿の儀只今御役宅御長屋の由透無之候間 地
蔵町一丁目藤作と申者へ申付置候間 彼へ暫透に相成迄御□被成 且
荷物儀は船より運送可為致積り水夫頭呼びに遣し置候間 御家来の内
上乘為致呉候様申候間 米蔵遣し置 私事は西六同道町年寄の道案
内にて 旅宿へ参り申候 旅宿戸口へ日印写の通板札張り置

一三月廿日御奉行勝田伊賀守様へ御迎として正服にて罷出 御逢の節御
沙汰には此節は遠覽大に御苦勞 當表御話中魯語稽古相頼候者も有之
候間 御用間には稽古いたし呉候様 且又自身の稽古は專一にいたす
べしと御沙汰御座候 立會組頭調役御用人相濟相下り 御組頭御調役
□□御用人の詰所へ名札を持廻勤 夫より御支配向不殘廻勤仕 始
終西富太付添参ル□被申居候処 折悪く齒痛て西六馬引廻しくれ□頼
申候 廻勤済 運上所へ一同出勤仕候

一御役宅も新長屋の内へ 名村五八郎殿被住居候家 御届済相成 二三
日内には同人も外へ被移候間其跡へ罷越申候 色々願書差出候分 奉
入御覽候

一日々運上所へも出勤仕居申候 御奉行所コンスル方へ御出 其外應接
の節は御出申候 御奉行所にて應接の節は外通事同様肩衣着用□□も
願置申候 何分只今の役名にては万端何かと差支申候間 私事も余程
相かせぎ居申候 其御地にても何分宜しく奉願上候 御地の御奉行よ
り御掛合相成候へは 何事も其通に相成申候間 是が急速に出来不仕

候ては御手当其外差支候儀のみにて実に當所にて私事も難渋仕候間
何分よろしく奉願候 第一引取の道中の都合其外色々何に付ケかにつ
け難渋仕候間 何分よろしく奉願候

一三月廿一日大雪にて外出も出来不申 其後も折節降申候 只今にても
綿入式ツか老ツ半は着用仕居申候 山上へは矢張雪は不解積り居申候
長崎へ居候内三四月に雪を見候儀 無御座候間 山を見候へ共不都合
にして錦絵にても見候様御座候 乍然存外暖に御座候 道に水の屯り
或はみぞ等は氷居申候 諸色至て高直 長崎にては老分位の品は三分
式朱か老兩位 併しどんなに金銀出しても無い物斗に御座候 且男の
申言葉は此方心いたし承り候へ共 随分ケ成に相成り申候へ共 女の
事云はさっぱり相分り不申 実に不自由へんちな所にて 早く申さ
ば外国の様に御座候 多イ物が 〴〵昆布 〴〵かづのこ 〴〵あんまとり
〴〵ゆき 〴〵こふり 是等が至て沢山 其内にては あんまとりは別て
多く御座候 夜分町内を相通り申候へは 十五六人宛相集りかざんて
色々談し居申候 ふゑをふひて通り 或は大極上のあんまと申て通る
者も御座候 長屋の前も随分一夜の内三拾人斗は相通り申候 今一ツ
多い物は犬 是が夜分等立ち聲いたし候を聞 不馴内は至ていやらし
きものに御座候

一村垣淡路守様亀田丸と申て箱館の内亀田と申所にて御打立て相成候
西洋形の船に御乗組 三月十五日品川沖御出帆 近々当表へ御越被成
申候間 御着の上勝田君と御交代 勝田君は其船に御乗エゾ地を御廻
相成申候御積りに御座候

一右四月二日に相認申候
一此後より四月十八日相認申上候
一名村五八郎漸當月十四日外御長屋へ御移りに相成 其跡へ翌十五日私

儀引移り申候

一 日々運上所并魯コン方へ参り居申候処 何分只今の役名にては万事御奉行所其外役所向御取扱ひも外通事と違ひ 或は外通事は御扶持方も老人に付拾人扶持 其外御役金等も夫々被下 何とも相口候事無御座其外色々不都合不弁理不念なる事斗にて 片時も心安仕候儀無御座間何卒御多用の御央と存上候へ共 何分片時も急々肩書の義よろしく御
□□奉願候

一 今般就御用 魯国内ニカライスケと申所へ當表□□□調役水野庄大夫と申御方船將にて外に士官七人 通詞は先の頃御地へウニコースケ参り居候頃 カリオニと申魯小供居申候 其者乗組参り申候 當月末には御出帆の御積り御座候

一 於當表近々廿四五間の運送船并蒸氣船御打立に相成候御積に御座候其大工の棟梁は魯国より参候かも相分不申 追々相決申候 乍然御船御打立の儀は相決居申候

一 四月四日十時亀田丸入津 御奉行所村垣淡路守殿御着□相成 翌日御上陸の上恐悦として正服にて罷出 淡路守殿御逢の順 通弁御用出役立廣作老席 通事共老席私老席 内立并私は姓名斗御披露 外通事は只通詞共と御披露御座候

一 四月十五日夜 御役宅へ引移り 御披露 并當所へ着仕候より忝度もなます等不差向居候間 兼帯にて十五日の夜料理屋にてなますの印を左の人々へ差向ケ申候 通弁御用上役富川三郎立廣作 此兩人は江戸より参り居申候 并西富太 西六馬 松村喜四郎

一 返す々々も身分の儀 外通詞同様相成候様 長崎御奉行當御奉行へ御掛合相成候様 奉歎願候

一 田中殿より昆布を出立の頃御註文御座候へ共 是迄延引仕候段 御序

御詫被仰上置被下度 當月下旬か来月上旬には昆布船の便り御座候間

夫を相待居申候 其儘成急便に是非宿先へも御送申上候積仕居申候 一 御表より罷越居候通詞并會所役人の留守宅并昆布船等に御氣を付ケさせられ度々御書状拜見奉願候 其外高瀬迄御遣し相成候は相届キ申候 或は御役所の御用状便

一 田中殿始親類中其外へも別段書状可差出処 今般ニカライスケへ御持越相成候同所への海上の深淺或は港々の書た絵圖 アブレチニカ船將セリノフより御借受相成其翻訳書入 差急専□□翻訳物御用多に取紛不能其儀 失敬の段御序よろしく御傳声奉願上候 申上度儀山海の如く候へ共 右御用多片時も暇方得不申 書殘餘は追便と書縮申上 残荒々如斯御座候 恐惶謹言

西四月十八日

浦太郎

無異

御父上様

足下

追啓奉申上候 其御地只今の御時候は如何に候や 當表は昼ノ内は裕老ツ朝夕は綿入老ツ着用仕候事も御座候 乍然山上には所々に雪は積もり居申候

一 式ツの願 第一皆々様被為遊御揃 御機嫌能御起居の儀 第二私身分の儀返々も奉歎願候

一 旧冬御地出立候會所役人西谷豊次郎 漸一昨日松前へ着 小役木原直次郎と申は 今朝私の内にも尋参り申候 當月廿日頃には右西谷も當函府罷越候趣に御座候

一 何卒々々身分の儀返々も宜舗奉願候 餘は追便と書殘荒々重て謹言

△印

志賀浦太郎様 運上所 月番
中山玄三殿方にて

□印

魯西亜船にて 運上所より
惣領志賀浦太郎様 猪股宗七郎
公私用

御請申儀御座候間 運上所へ召越 御出勤可被成候 以上
三月七日
但通□御請取申候金子一条に御座候

○印

用紙半紙
志賀浦太郎

今日より毎々御勤勞奉存候 然水代金三分儘に受取申候 扱被 仰
下候碇同心并下番為付添差送申候間 御請取の上請取證扱御遣し被下
度 且又右送船并人夫賃錢水夫共より可申上候間 乍御面倒御渡被成
下候様御取斗奉願上候 一流への御傳言可申開候 随分御船中御厭御
用濟御帰郷の節 於江戸表又々目出度可得尊顔 相樂御待申上候 先
は 右申上度如此御座候 以上
三月八日

一石炭三万七百斤

此代金六拾五両式分ト錢百五拾文

右は私儀魯国軍艦アプレチカ船へ乗組 當三月二日長崎表出帆 同四
日長州下ノ関に相掛り 同所にて書面の石炭買入代金魯船より請取
赤間関詰毛利大膳太夫家来大久保五郎左衛門外老人ト引合代銀相渡候
処其儀に不及旨申開 達て申入候へ共不受取候に付 無扱右金子は□
預り右同十五日右の趣長崎表へも以書状申遣シ 不日神奈川表へ着帆
の上 右の趣を以取斗方可相頼旨をも申遣置候間 書面金子の儀 江
戸表長崎方へ相達し御届被下候様奉願候 尤右軍艦へ乗組 尚又明朝
箱館表へ向出帆仕候間 金子の儀は直に御引渡申上度 此段奉願候
以上

右表

運上所にて 魯船より
猪股宗七郎様 志賀浦太郎
公私用 御答

三月七日

志賀浦太郎 印

尊書拝見仕候 昨日より毎度罷出 色々御厚配被成下難有仕合奉存候
陳は水代三百疋魯人より受取為持差出候処 御受取相成候趣 且碇の
儀は同心并下番為御付添御送被下 早速コンスルへ申開士官へ受取書
相認付添の同心に相渡置申候 右送船并人夫賃は同心へ承り候処 忒
百疋相渡候様申開候間 コンスルへ申開請取同心へ相渡申候
一御一流様へ是非今一応罷出 昨日よりの御厚礼を可申上候 不能其儀
大罪失敬真平御用捨被成下候様 御序も被為在候はゞ被 仰上置被下
度 何れ御用済の上帰郷の節は 江戸表にてゆるゆるの拝謁可仕楽ミに

仕居申候 返々も御一流様へ宜敷御礼御詫御序被仰上置被下度奉願候
書余函表へ着の上宜便可申上 取□中書残置 荒々如此御座候 謹
言

三月八日

此の写は追便入御覽可申上候 謹言

七 文久元年四月二十八日 志賀親憲宛て

西七日晦日□館出役□地より相達ス 乾鱈筵包老ツ相達ス

任幸便一筆啓上候 時分柄薄書の節御座候処 御祖母上様始皆様御揃
益御機嫌能被為遊御起居恐悦至極奉存上候 次に私并米藏末吉不相変
無異相勤罷在申候間 乍恐御休意可被成下候
一 當表到着の上 三月廿二日老封 四月十九日老封 差出候間 追々御
覽被仰付候御儀と奉遠察候

一 其表只今の御時候は如何に候や 當表此頃ノ時候は余程凌能朝夕綿入
老ツ昼の内は裕老ツ或は終日綿入着用いたし居候日も折々御座候 乍
然米藏等はいつも綿入二ツ或は三ツ

一 追々奉申上通 私儀四五日以前迄は 日々運上所へ罷出且日々魯コン
方へ稽古に参り候所 頃は御用にて呼に遣ス時の外は 日々魯西亜
コンスル方へ相罷越候様御達相成 再應敷願仕候へ共 其俟に相成居
敷ケ敷次第に御座候 ○役名の儀も早々御達被下候様 毎度申上候通
外通詞は御扶持方拾人扶持の外御役金其外役徳も有之 私の処にては
拝借金斗にて 夫も願ふ時は色々書面差出候上にて漸御出金夫も一日
に何程斗の當てにいたして宜敷や相分り不申 私においては米も買調

へねバ相成不申 至て高直にて外通詞同様に相決し居候へば 書面差
出にも不及 おのづから入来り候間 安氣にて御座候 或は身分の儀
も早々方付キ不申候にては 役所向の御取扱も相違ひ 帰り道中の一
躰様子も大違ひ 通事は奉行よりの御証文にて差□等も有之 今の通
りにては 差支或は不弁理或は敷ケ敷或は口をしき事委く 不の字斗
に御座候 且御奉行所魯人罷出應接の折も 私事は魯人が連参り候者に
候間 先魯コンの人に御□□此方にて勝手に遣ふ訳には参らん等とし
て 應接の節も御呼出無御座候 外通事等は 應接の折は肩衣着用罷
出申候 其外今の通にて凌兼候廉々は私の不能愚筆何分 御父上
様においてもさぞさぞ御心配と思候御儀と奉存候へ共 何分當表にて
私より何程願ふても 何事も長崎方より御掛合次第に候間 當表にて
は何事も出来不申 思召の程も恐入候へ共 早々御願被下急飛脚便に
て長崎方より箱館方に私の身分其外御役金御扶持方等も早々御定め御
掛合相成候様御願被下度奉願候 ○住所の儀は漸御役宅御長屋内に罷
在申候

一 御役宅に罷在候へば 外通事は交代の者の諸道具を譲り受候へ共 私
は交代の者もなし□□の事に御座候へば したいの道具 茶碗其外
手水鉢の様の者に至ル迄買調入費も相掛り申候間 五拾兩拝借金願御
下げ相成申候へ共 前にも申上候廉々相決不申ては 一日に何程位の
宛にして宜敷やさっぱり相分不申 □□も被為在候はば廿五兩か五拾
兩斗御送被成下候様奉願候 何よりも第一前々申上候儀早々御願御決
の上 御飛脚にて御掛合奉願候

一 高瀬より三月廿五日出の書状并すき油七□□びん付七ツ御用状他より
相達 四月廿五日御奉行所より相届き申候
一 申上度儀御座候へ共 當便差急候に付 書縮急用のみ申上置候 何分

宜敷奉願候

一 御普請役郡司□助并會所弘請役西野谷□次郎 今夕松前より當表へ□

□御用にて參着の積り御座候

一 親類中其外森田高谷先生家其外へも一封宛差出度候へ共 右の次第不能愚筆いつれ又来月十日頃には 昆布船出船仕候間 其節と書緒如此

御座候 恐惶謹言

酉四月廿八日

浦太郎

敬拜

御父上様

足下

追啓 田中殿より昆布の御注文御座候へ共 此頃昆布の切レ間にて追々新昆布出申候間 其上にて御送申上候積に御座候 鱈は當便より□□□宿元始永持中臺□山町□田中へ差出べき積りにいたし居候へ共撰ミ所なき趣にて 名村始 両西松村 私も□に行候間 夫も後便と相延し申候 重謹言

八 文久元年五月三十日 志賀親憲死て

酉西十月四日相達ス

去二月廿日御仕出の尊翰 昨廿九日鎮臺館より相達 初めての尊翰何より難有拝見仕候 時候暑氣強御座候処 皆様御揃御機嫌能被為遊御起居候趣 乍恐奉喜悅候 次に私米蔵末吉一同無異相勤罷在申候 乍□□尊意易被為思召可被下候

一 嘉悦御伯父上様も二月十九日朝六半時 海上無御滞其御港御碇御有之

候趣乍恐安心仕候 且私事も先頃より申上候通 船中にて余程氣を付ケ居候へ共 拜謁も不仕 大残念罷在申候処 二月六日私乘參り候軍艦を讃州□津沖にて蒸氣にて通船の節遠方より被為遊御見掛候由 私は存不申上重々残念 猶二月十三日頃迄には神奈川へ着可仕と 御伯父上様御察被遊候由 実に星皆中 則十三日□昼神奈川港の前通り申候 さすがは西洋船の御勝手御功者の御儀に御座候へはと奉感心候

一 各様よりの御状 難有拝見仕 一々に御返書可差出の処 今日西谷豊次郎より長崎へ飛脚差立て相成り候趣申越 不能其儀候間 御序も被為在候はゞ宜しく御羈声奉願候 何れ後便には是非御答可申上候 一 當年は筑州御當番年に付 御雇水夫其外種々御繁勤に被為在候趣 奉遠察候 且九月始メには筑前公御越座の節 魯船將に御逢有之候旨文左衛門殿より内談有之 其節は私へ通弁被仰付候趣も内談有之 先例の通 拙宅へも御入有之旁御老人にて片時も御休足御出来不申 御困被遊候趣重々奉遠察 早々御帰郷可仕旨被仰付 御暇願の書面 一昨日差出候処 御下ケ被成 近々上より御沙汰有之と申儀に御座候間 早速河津三郎五郎殿方へ參り 相伺候処 決て御手前の御不為は鎮臺始我々不致積に付 暫く相扣へ居 追々沙汰いたすと申儀にて御座候 一 其御表頃日は嘸々暑氣強キ趣と奉存 當表も一重物か帷子にて相□申候

一 郡司宰助殿とも至て懇意に仕候 且當表へ相詰相成居候御普請役井上半太郎殿交代として昨年崎陽詰淺野□三郎殿一昨日當表着相成 私の事を西谷へ尋に相成候趣に付 夫を西谷より承り 不取敢祝ひに參り候処 一盃被出 色々崎陽物語の最中右井上も被參相はづみ申候

一 當所芝居始終御座候 明日より角力も相始り申候 當表の角力芝居は

五節句或は雨天等の時分がさかんに御座候 と申は五節句なんぞや雨天には人が遊んで居ますから 実に不思議の所に御座候

一 昨廿八日私乗り候魯軍船アプレチニカの外料亀田と申所より馬上にて□□□□コンスル方へ参ル途中 三拾歳位の日本の士跡より声を掛ケ候間 何か尋ルと存ジ外料の馬を止メ候処 刀を抜 切掛ケ候を鞍にて除ケ 馬を追切逃出候へ共 瘤を被切 昨今船將セルワノフも大立腹専ら 上にて御穿鑿中に御座候 此應接等も英通 五六日以前より水公の臣當所へ四五人入込候風聞も御座候

一 近々當表においてアプレチニカの形の船 蒸気なしにて御製造相成申候

一 エウロツバ廻り 箱館奉行兼帯外国奉行竹内下野守殿使節頭相定り候 趣淡路守殿御沙汰に御座候 船は英軍艦にて

一 くとひよふに御座候へ共 長崎より當表迄千里もへだて参り候間 引取の節は何卒々々鎮臺の御證文にて外通事同様に致引取□□□心願何分宜敷奉願候 其外色々□□より以書状奉願候 廉々御聞濟奉願候 申上度儀山海の如く候へ共 急便不能愚筆 余は追便と書縮如此御座候 恐惶謹言

西五月卅日

浦太郎

親朋花押

御父上様

足下

二 白御状被下候御方々へ御返事不差出候段 宜しく御序に御詫奉願候 追便は是非々々

一 皆様時候御厭専一奉遥祈候 重て謹言

九 文久元年六月二十二日 志賀親憲宛て

西十一月十四日 本大工町□□より相達ス

一 筆啓上仕候 時候極暑の砌 御祖母様始皆様御揃益御機嫌能被為遊御座 恐悦至極奉存上候 次に私儀異なく勤務罷在申候 乍恐尊意易被為思召可被下奉願候

一 其後當表は珍事無御座候へ共 定て御承知相成居候儀と奉存候へ共 先月晦日出の江府よりの御用状 當月十七日當着 承知仕候に 江府において先月廿八日の夜 又々水臣一ト騒動相起シ候趣 実におそろしき世の中に御座候 イギリスノミニストル方裏手より相□し コンスルモリソント申者 少々手負 水臣兩人候召捕 夫をふせかんとせし御旗本の内にも少々けが人出来候趣

一 當表も近々御目付山口勘兵衛殿御徒目付清水□太郎殿 夫々に順シ御小人目付等も御着相成申候

一 風聞承り候に岡部殿は御引府相成 元西御丸御留守居御勤被成居候 朝比奈甲斐守殿長崎鎮臺にて御交代相成候趣 最早御交代相成候や 且御目付も小倉殿は多分四月に御交代相成候儀と 奉存候 御代りは どんな御方御出崎相成候や

一 先般申上候魯西亜外料の一件も其俣に相成 是も多分なきねいりと奉存居候 段々御せんさく相成候 相知レ申候 箱館奉行支配同心の内老人に御座候 其者は押込にて魯コンへ□□□

一 魯運送船外車蒸気船船号アメリカ當月七日夕四時頃入津仕 同十七日 十二時出港仕候 此船はニコライスケ出しにてボーツを連れ参り 其ボーツは魯コンの脇に在仕候 其家に罷在候 老人の士官マホフ

と申者を又ニコライスケへ連れ帰り申候 其船の便りにて 先頃申上

候當地より調役水野庄大夫殿 亀田丸と申シクーネに乗込 ニコライ

スケへ御出相成候便り相知れ申候 日本五月六日 魯六月一日にニコ

ライスケへ着船相成候趣 左候へは當港を五月朔日出帆相成候間 六

日振りに彼港着相成候道理 実に魯コン始め奉行衆も感心被致居申候

且其アメリカと申船にて近々ニコライスケ奉行カザケウイチと申者當

□へ参り候積りに御座候

一 毎度甚以申上候兼候へども 前々より奉願候條々 當年は筑州御當番

殊外御多用一入奉遠察□候へ共 のつびきならぬ儀に御座候間 早々

御掛合相成候様 御願被下度候 重々奉歎願候へばくどひ様に御座候

へども 万事相違ひ申候 何分宜敷々々奉願上候 七月中か八月上旬

には當地出立可仕積り相心得は候へ共 御留メ相成御暇願是等も御下

ケ相成 何事の被仰渡候や心配仕居申候

一 其外奉願候品々 御宜便御送奉願候

一 當表も交易余り無御座 商船は折節入津仕候 頃日は當港へ魯軍艦ア

プレチニカのみ 西洋船は只老艘御座候

一 先頃申上候心願前文へも申上候一条は 左様にかたがき相成候へは

當表鎮臺よりの御證文にて道中も至て弁理且支度料其外道中人馬賃錢

等御渡請取の都合も宜しく御座候 或は何に付ケ□に付ケ弁理に候間

何分是非々々宜しく奉歎願候 私においては 御父上様さへ御免

に相成候へば たとへ老ケ年當表へ在勤仕候共 其通りに相成候上に

候へば 其位の事は少しも難渋不仕候間 是非々々此願急々御掛合被

成下候様 御願被成下度 奉歎願候

一 申上度條々数多御座候へ共 不能愚筆書外□□□□□□上可仕

右暑中御伺旁 呈愚札公事匆忙先々草々如此御座候 恐惶謹言

六月廿二日 浦太郎

御父上様

膝下

追啓奉申上候 御祖母上様始皆様被遊御揃折角時候被遊御厭ひ候様奉

遠折候

一 田中殿永持殿中臺殿勝山町岡村文右衛門殿へも 別段暑中伺の書状差

出不申候 若御序も被為在候はゞ 宜しく被仰上被下度奉願候

一 西谷豊次郎事も御普請役郡司宰助殿同道にて 當月十二日當地出立

松前へ被罷越 七月下旬には當表へ再来の趣に御座候

一 暑中見舞として相送候別紙数通 御序御達奉願上候

一 返々も彼一条宜しく奉願候

一 取紛 大乱筆御免許御推詭奉願候

重て謹言

十 文久元年八月十八日 米蔵より志賀親憲宛て

當四月十四日御認浦太郎様へ被為遊御送候尊翰 水先平蔵兄箱館表に

て足輕小頭相勤罷居候合田甚吉と申者 御長家役宅へ持参いたし 七

月朔日相達候間 難有奉拜見候 秋冷の砌に御座候処

御預役様始皆々様御揃益御機嫌能被為遊御座恐悅至極奉存上候 次に

浦太郎様始 私 末吉相揃無事にて相勤罷在申候間 乍恐 尊意易被

為思召被下度奉願上候

一 皆々様方へも 別段御伺の書状差出可申上候処 色々用多に取紛 殊

に急便の儀に御座候故 差上不申候間 若御序も被為在に候はゞ 宜

敷被仰上置被下度奉願上候

一 七月中には當表出立仕候積りにて 御暇願の書面御差出シ相成候処
近々上より御沙汰相成候次第有之候間 □□不差出候様被御申聞 其
候御下ケ相成候間 何月比當表出立仕候様子も相分り不申 ぢつに相
こまりあんじ暮し罷居申候 右御暇願の儀 其外とも浦太郎様より委
敷御申越相成候間 私よりは時候御伺のみ奉申上候 片時も早く帰国
仕度 奉願候へ共 何の御沙汰も無御座候故 出立の儀何月比と相分
り不申候

一 御隠居様御事 當三月六日晝 被為遊御遠行候由承り 何とも申上
方も無御座 驚入罷在申候 御一流様方御愁傷の段奉察上候 老少不定
の習無是非御儀何とも申上様も無御座候 且又嘉悦平兵衛様御事江戸
表より御歸り御舟中よりの御わすらひにて 御養生不被為叶 四月
十七日御遠行被為遊候趣承り御隠居様御中陰に旁以て何共申上方も無
御座只々驚入候

一 皆々様方節角時候御厭ひ專一の儀 奉遠祈候 外に申上度儀御座候へ
共 急便不能愚筆 余は追便申上度 右時候御何方呈愚懸札如斯に御
座候 恐惶謹言

西八月十八日 □ 四ツ時比相認申候 米蔵
御頭役様

参人々御中

追啓奉申上候 用多に取紛 殊に火急便の儀に付 大乱文筆□□御推
覧可被為成下候 重て謹言

十一 文久元年八月十七日 志賀親憲宛て

當四月十四日夜十時御認 御送被仰付候尊翰 水先平蔵兄當表へ足

輕小頭相勤罷在候合田甚吉と申者方へ六月廿八日相届キ候趣にて
七月朔日四時頃同人儀 私役宅へ持参相違拝謁の積にて 其者の挨拶
は不承不取敢拝読仕候 追々爍冷稍移候処 御父上様始御母上様
御伯父上様其外宿元御一同被為遊御揃益御勇健可被遊御起居 恐悅至
極奉存上候 次に私且米蔵末吉相揃無事相勤罷居在申候 乍恐尊意易
被為思召被下度奉願候

一 水先の者共儀ゼルトヒンの船にて 江府より無滞帰陽の上 委鋪御札
被遊御別紙にて拝見被仰付候通 田中殿へ御差出シ相成且私より御父
上様迄差出候愚札も御内覧に御いれ置被下候趣 難有□存上候 兼て
被仰付候通 何事も米蔵と申談 間違の取斗無御座大切に相勤 聊の
事にてても御掛りへ相伺 諸事相慎 無事勤務罷在申候間 乍恐御放念
奉願候

一 御祖母上様御事 當三月朔日頃より御不例 御左の御手に御腫物出来
候日々御脳強 原田道順と栗崎道意とを以 種々無残所御手を被為尽
御療養被遊候へ共 御療養不被為叶 終に同月六日晝御遠行被為遊候
趣 何共申上度無御座 驚入只々愁歎罷在申候 御父上様においては
別て御愁傷可被遊 一入奉遠察上候 私事も拝謁も不仕 殊の外残心
至極奉存上候 且兼□御沙汰相成居候江戸表にて御遠行被遊候俊蔵御
伯父上様の御追善御弔等歸府の上浅草において修行仕引取 御
祖母上様へ其段申上候へば 嘸々御喜び被遊候御儀と楽ミに仕候処
いかに老少不定の習無是非次第とは乍申 如何にも残念 何共申上度
無御座候 且又同八日九半時 御出棺 同日は快晴にて 御親類中は
勿論 村役人中は申上ルに不及 市郷知音の人々御葬送に被罷出宿元
より悟真寺迄相続候趣 全 御祖母上様の御仁徳 御父上様の御仁
徳なるゆへと奉存上候 私儀は旅役中に付 金子百蔵へ代香被仰付候

趣も承知仕候 ○右に付於 御父上様は御実母の御忌服早速鎮臺館
并全館へ相届ケ相成 御定の通□□三拾五日御引入被為遊 去ル十一
日御忌明御届ケ 御出勤被遊候趣 私事は旅役中に付中忌の儀は日数
三日位は 病氣と相唱 引籠相慎むへき旨 尤異人共強情ものに付格
別非常の御用□候はゞ 一日成共引入可申旨被仰付候間 朔日に尊翰
拜見に候間 七日迄病氣と相唱引入申候

一 対州へヒリレフの軍艦當三月上旬比 船修復として参り候由 田中殿
より御承知相成候趣 尤四月下旬には退帆可仕趣被仰越候へ共 于今
彼所へ罷在候趣 栄之助事も彼地へ通弁として岩瀬同道にて御遣シ相
成候趣承り申候 且近々當表へも外国奉行御下り相成 魯コン御同船
にて 彼地へ御出役相成候趣に御座候

一 當年は筑州御番年にて 既に四月十日御番代 同十八日□□□□の
御積り 御都合次第製鉄所より此節も御這入難斗旨 岡村殿より御内
話 尤其頃迄治定不致候 彼是 御父上様においては 御祖
母上様の御成行後誠に御落力 御用多御困り被遊候趣 慎□奉遠察候
私事も早々帰郷可仕旨 可成丈帰郷の節は陸地相願 道中可□□旨
左候へば 見物も十分出来候と被仰越 私においては帰郷は是非々々
陸地の積り罷在申候

一 江府表にて 西洋こし掛シヤウギト相唱候 御杖にも御用被遊 且御
遊び等の御折は殊外御弁理に付 相求メ可引取旨被仰付奉畏候 (床
几の挿絵あり)

一 風呂釜赤銅の煙出し付 當時東都にて専ら流行仕候由 代金三分余り
の由 嘉悦御伯父上様より御承知相成候趣に付 相承御送申上候様
宿本□□右の鉄炊釜は私も存し居申候通 火も多上り火事の恐れ有之
候間 右赤銅煙出し(挿絵あり)の釜も求帰の儀奉畏候

一 嘉悦御伯父上様御儀 當二月十九日君澤形御船より無御別条御着纜
然ル□品川御出帆の御比より御風邪氣にて被為在候由 追々□□皆
様御心配被為在 医者も岩永養庵 原田道順□□當時蘭法二ノ□の
趣 専ら御療養 御父上様始御交代日夜御心配被遊 □□□少し御穩
に被為成 御食事之數御心配の処四月廿二日御出帆の御状□に驚入候
は 終に御養生不被為叶 四月十七日曉八半時比御遠行被遊候趣 御
祖母上様御中蔭中芳に驚入愁歎無限次第に御座候 □□□□□幼
年 御伯父様は當世殊外御大切の御□役中 御伯母様始只々奉
遠察候 右に付 私事は當盆中は御祖母上様御伯父上様の御為として
おにがしら□□□浄土宗□□□において三日御回向相頼御おくりな相
知レ不申候間 御成行の□□年御俗名私の為には何□□□□□□

一 水先帰便より差出候書状御覽被仰付趣
一 御母上様始各よりの御別紙難有拝読仕候

一 英ミニス及コン蘭コンへ□□□寺崎殿・田中殿・橋本殿・御□□□
殿御七人に付き地役人□□通詞四月廿三日五ツ時長崎出立参府の趣
最早帰陽罷成□□御儀と奉存候

一 御暇願の儀度々書面差出候へ共 御下ケ相成 既に六月廿二日差出候
書面は漸上へ通り御小印相成候処 如此御達に御座候間 写入御覽申
□□書面の願振も御読推奉願候 末文にも御座候通 早々帰国□□候
間 魯コンスルへ其段御掛合願ふ等と申ては 実に歎ケ敷次第に御座
候間 最早□□當年當所へ罷在候□ 通弁御用出役とか□通詞とか相
遣□□不申ては 何□□陸地道中いたし引取候事も出来不申 何分急
□奉願候

一 外通事は指荷に相立て候御用御絵□と相唱候差札の様□□□御用と
其裏に御焼印御座□□□中□□□御座候物にて外通事は皆御□

□□□□□□□□私に無御座　ケ様品も夫々通詞方へ□□□□□□成其
外必用の品々早々御送被成下度奉願□□□□□□居候間　當所より
ケ様の品御出方願ふといふ□□□□出来不申　何分万事□□奉願候
一たばこ等もさつぱり相切らし申候間　□□奉願候
十對州十件に付

一リハチエフ　アドミラルと成　一昨十六日夜アメリカにてニコライ
スケより着□□□□　是より直様へ参り魯□□□□□□趣□御座候
一對州一件にて魯軍運送船へ定役永嶋少□□

一〔欄外記載〕アメリカと申候船は是よりニコライスケへ参り　リハチエ
フはアブレリ船に乗り出帆の処　對州へ参り候間　其□□□□□□
□□□□□□□□

一□□八月付□□□□□□通弁御用出役立廣□も乗□明□當港出帆に
付幸便申上候　御自□□□□昨今着函相成候間左程にも無御座候へ共永
嶋□□別て立杯は大□□仕候間　若長崎へ共参候□□御取持奉願　且
□船にて何品によらず御送奉願候

一申上度儀山々候へ共　只今相決シ確ニ私も参候処ニ御座候へ共立氏参
り候其意味ハ則役名ニ對し〔以下記載なし〕
一山々候へ共明十九日十時出帆　最早夜□十二時へ暇乞ニ参候積　明ケ
六時の乗込ニテ□□後便と荒々如斯御座候　恐々謹言

西八月十七日夜十時半

浦太郎

御父上様

膝下

追啓□□□□別紙写真鏡にて写候私の姿□□□□□□□□□□□□士
官ゼレオノフと申者　一昨日写□□殊外□□□□□□□□後日又々立派に

写可呉申聞居候□□□□□□□□□□奉入御覽候　其士外老人を私
の写□□□□□□出来に候へ共　其士より私稽古仕　初て写候間□□
入御覽候　何れ追て又写直シて入御覽候
一御母上様始御返事可差出処　何分急の事にて不能其儀候間　後便には
是非差出申候

一色々願の□□□□□□何分□□□□□□御申越□□□□□□□□重
て謹言

墨

書面□□□□浦太郎帰郷の願の趣　右□□達□□御奉行へ御掛合□□

□右御内□意□趣□申□□長□□□□□□揆搽有之迄は　先是迄の姿を

□□□申渡置候て可然や

朱

西七月三日御小印

墨

○河津　三郎五郎

○安間　純之進

○鈴木　□□□

山村　□□□

三田　喜□□

橋本　梯藏

⑨淡路守

帰国の儀に付奉願候書付

志賀浦太郎

□□□崎表出立の御被　仰□□□は　箱□□□□□□□□□□三ヶ月の
間彼地へ被差遣候様御達相成　二月朔日□□□□□□二月十六日箱館表
當着仕　魯館用□最早□□□□□□四ヶ月相勤　長崎出立より五ヶ月に

も相成候儀に付 別段御用筋無御座儀に候はゞ 早々帰國仕度候間
魯コンスルへ其□□被成下候様仕度 此段奉願候 以上

酉六月廿二日

志賀浦太郎